

## 北海道鹿追町教育委員会

幼児児童生徒人口／総人口	585人/5048人
医療的ケアを必要とする幼児児童生徒数	1人
医療的ケア看護職員数	1人

### 本事業の構想

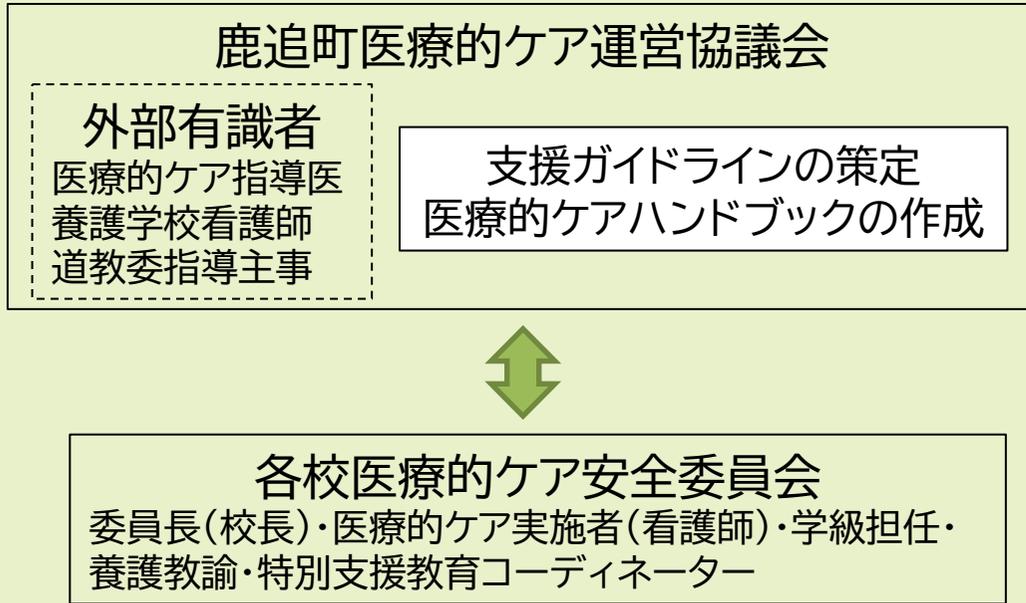
「鹿追町医療的ケア運営協議会」を設置し、園・小中学校における医療的ケアの実施体制の在り方や、鹿追町・鹿追町教育委員会による支援体制の在り方を検討するとともに、教育委員会に医療的ケア児コーディネーター(訪問看護ステーションに委託)を配置し、医療的ケア児が在籍する学校等における医療的ケアの実施や、関係部局との連絡調整を行う「訪問看護ステーション連携型」の実証検証を行う。

### 取組の概要

令和4年度:R4 令和5年度:R5

課題等	1)町全体における特別支援教育の充実(R4、R5) 2)医療的ケア児の受入れ体制整備(R4、R5) 3)医療的ケア児及びその家族への支援体制整備(R5)
事業の目標	医療的ケアガイドラインの策定と医療的ケアハンドブックの作成(R4、R5) 教育・子育て・医療・福祉等の関係部局が連携した支援体制の構築(R4、R5) 医療的ケア児への特別支援教育の充実と保護者の付添い無しを実現する支援体制の構築(R5)
取組内容	1. 看護師と教師が協働する医療的ケア児の教育の充実 医療的ケアガイドラインを策定するとともに、ガイドラインに基づいた医療的ケアハンドブックを作成し、各校での実証を踏まえてその内容を改定する。(R4、R5) 保護者の付添い無しの受入れ体制を整備するため、看護師や教師の立場でどのような家庭への支援ができるかの研修を実施する。(R5) 2. 地域に根ざした、途切れることのない支援(R4、R5) 策定した医療的ケアガイドラインに基づき、ニーズに応じた研修を実施する(R4、R5) 学校間や市町村間の情報共有の場となるよう、各研修については、関係学校のみならず、町内全学校や近隣市町村にも案内をして実施する。(R4、R5)
成果	○医療的ケアハンドブックの策定により、看護師や教師の役割を明確にできた ○役割を明確にしたことで、教育現場において看護師ができること、医行為現場において教師ができることを、主体的にそれぞれの立場で考え実践できるようになった ○医療的ケアに係るノウハウが小さな自治体では限られるが、近隣市町村と連携することにより、例えば、教師と看護師の役割の実際や、通学に係る保護者負担の軽減策、医療的ケアに係る補助金等の情報等、ノウハウの横展開が可能になった

## 医療的ケアの実施体制等



訪問看護ステーション

### 医療的ケア運営協議会

#### 構成員

学校医・病院事務長・保健福祉課長・子育て支援課長・学校教育課長・医療的ケア児コーディネーター・校長会代表・保護者代表

- ・町全体による支援体制の構築
- ・園、学校における医療的ケアに関する基本的な指針の策定
- ・教師・看護師等研修への医療的ケア指導医の派遣

## 学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会・子育て支援課	医療的ケア運営協議会の設置・運営 看護師の確保 医療的ケア実施校の環境整備
校長 教諭	校内医療的ケア安全委員会の設置・運営 自立活動の指導 特別支援教育コーディネーターとの連携
医療的ケア看護職員 (医療的ケア児コーディネーター)	医療的ケアの実施・自立活動の授業の補助 関係部局との連絡調整 ヒヤリハットの蓄積と予防対策
特別支援教育コーディネーター	関係機関との連携 教師・保護者との情報共有
医療的ケア指導医	教師・看護師等への研修

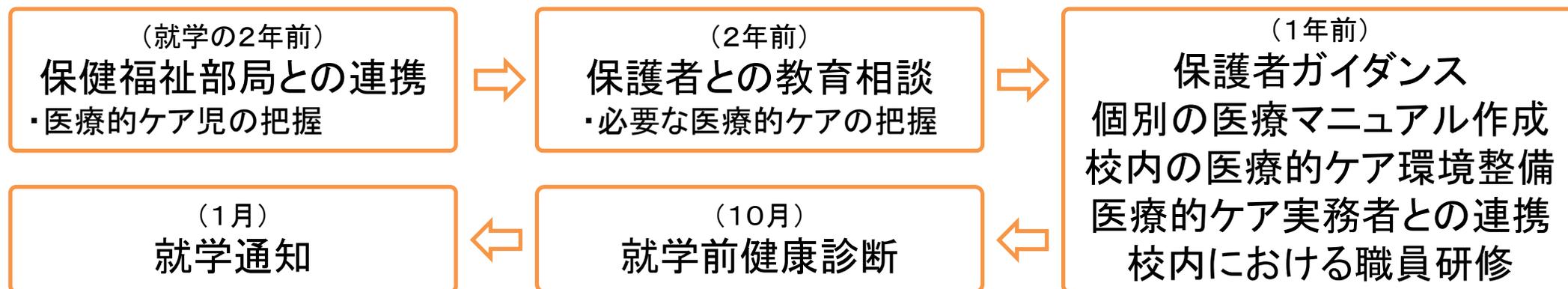
## 教育委員会による医療的ケアの実施体制構築の工夫

細かな課題や日々対応が必要な事案についての経緯や対応等を、チャットや共有フォルダなどを活用して、学校や子育て、福祉等の関係部局と共有したことにより、全ての部局が全ての事案について把握できたことは、連携体制を構築する上で重要でした。

町全体に関わることは医療的ケア運営協議会が、医療的ケア児個別のケースや学校内に関わることは医療的ケア安全委員会が対応するなど、体制を整備したことにより、事案によってどの部署が担当するかが明確になりました。

医療的ケア運営協議会が、策定した医療的ケアガイドラインに基づき、ニーズに応じた研修を関係学校職員を対象に実施、町内全学校や近隣市町村にも案内し、学校間や市町村間の情報共有の場としました。

## 医療的ケア児の受入れまでの主な流れ



### トピック 首長部局と連携した医療的ケア支援体制の構築

医療的ケア児への支援は教育分野に限らず、医療はもとより福祉や交通、防災、就労等多岐に渡ります。医療的ケア運営協議会に、必要に応じて町民課や消防等の首長部局が加わり、密に連携することがとても重要でした。

## 医療的ケアの実際・各学校における体制づくり

### 【医療的ケア実施体制】

看護師等の配置	ケアの実施頻度	ケア支援体制
教育委員会配置の看護職員を学校に派遣	学校と放課後の児童クラブ	ケア実施時は担任が支援 スクールバスでの登下校時は別途支援員が支援

### 【校内の支援体制】

- 校内医療的ケア安全委員会を学期ごとに開催、これまでの実施体制や支援体制等の改善を適宜図っている。
- 校内での対応事案や取組内容について、医療的ケア看護職員が関係機関と連絡調整し、コーディネーターの役割を担う。

### 【医療的ケア児の家庭への支援の観点での研修】

家庭生活において、学校はどのような支援が可能かの研修会を実施。教育現場における看護師の役割と、医療現場における教師の役割について協議するとともに、特定行為(3号)研修を実施した。

### 【緊急時の対応】

- 保護者や担当医師、消防、町民課と協働で、校内医療的ケア安全委員会が緊急時のマニュアルを作成。
- マニュアルに基づいた医療的ケア児個別の避難訓練を実施。



【医療的ケア家庭への支援研修】

## 医療的ケア看護職員の雇用・配置と研修・支援

### 教育委員会に医療的ケア看護職員を配置し学校を巡回

#### 【医療的ケア看護職員の雇用・配置について】

- ・医療的ケア看護職員の雇用については、医療的ケア児を担当していた訪問看護ステーションに相談
- ・訪問看護ステーションから医療的ケア看護職員を教育委員会に配置
- ・勤務は学校の課業日と同日
- ・医療的ケア実施時に学校へ派遣
- ・放課後児童クラブにおける医療的ケアも対応
- ・ヒヤリハット事案や、関係機関と連絡調整が必要な事案について対応

#### 【医療的ケア看護職員の研修・支援について】

- ・医療的ケア看護職員の研修は医療的ケア運営協議会が実施
- ・研修の運営については、訪問看護ステーションが主体
- ・訪問看護ステーション及び北海道医療的ケア児等支援センターの紹介で、医療的ケアに知見のある医師(医療的ケア指導医)を紹介してもらい、研修講師を依頼
- ・日常の看護師への支援については、医療分野は訪問看護ステーションが、教育分野は教育委員会・子育て支援課が対応

## 事業全体の成果・次年度以降の取組

### 事業全体の成果

学校における医療的ケア児への支援についてはまだ新しい分野であり、誰が関係者なのか、関係者の役割はどのようなものかなど、支援すべき内容や支援体制を明確にする必要があり、医療的ケア運営協議会がその舵取りを行ないました。

医療的ケア児支援法や都道府県の医療的ケア児支援センターの設置等、国や県レベルでの体制整備が進んでいるものの、市町村レベルでは医療的ケア児とその家族を支援することの必要性等はまだまだ認知されていない状況です。国や県レベルの取組を根拠に、財政部局や保健福祉部局等の首長部局と連携を図り、本町ではその必要性は認識されてきましたが、この状況に至った要因として、医療的ケア運営協議会を、関係部局を跨いで設置した意義は大きかったです。

また、医療的ケア看護職員が、個別の教育支援計画の策定に関わるなど、包括的な支援が必要な医療的ケアにおいて、教育と医療の連携を図るためのコーディネートを行ったことは重要でした。